

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月二十五日

秋田県教育委員会教育長 安田 浩 幸

秋田県教育委員会規則第四号

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会行政組織規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（附属機関） 第三十一条 法令又は条例の定めるところにより置かれる次の各号に掲げる附属機関に関する事務については、当該各号に定める課又は室において処理するものとする。 一 三 略 四 秋田県教育職員免許状再授与審査会 義務教育課 五 十四 略	（附属機関） 第三十一条 法令又は条例の定めるところにより置かれる次の各号に掲げる附属機関に関する事務については、当該各号に定める課又は室において処理するものとする。 一 三 略 四 十三 略

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。